



<p>会 長</p>	<p>○本日はこの結果をもとに、審議会として景観遺産にふさわしい物件を選定していきたいと考えております。</p> <p>○最初をお願いしておきたいのですが、物件数が非常に多いため、本日の物件選定が時間的に厳しい場合には、2月中にもう一度審議の場を設けたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>※事務局に対し、議案審議②「大垣市景観遺産の選定について（案）」の説明を要請</p>
<p>事務局</p>	<p>※大垣市景観遺産の選定について（案）〈資料3-①の1、資料3-②、資料3-③〉について説明（略）</p>
<p>会 長</p>	<p>○事務局より大垣市景観遺産の選定方法に関して説明をいただきました。まず最初に、公共の物件については、景観行政団体である大垣市等が景観的に適切に維持・管理していくことは当然のことで、その中で今後、景観重要公共施設、景観重要建造物（樹木）の指定を考慮した選考をお願いしたいということでした。</p> <p>○このあたりの背景を補足しますと、景観法の規定による景観重要建造物等は文化財保護法における重要文化財に相当するもので、指定されますと、税制の免除等が出てきます。</p> <p>○公共のものについてはそのようなところでの調整も難しくないとということで、景観的に重要であり、積極的に景観上の施策に活用していこうという行政側の意思があれば、そのようなかたちで行政としても評価していきたいということが背景にあるのではないかと思います。</p> <p>○一看すると、公共のものについて景観重要建造物等が出てくると唐突のような気もしますが、民有のものについては別の次元の問題も出てくるので、今回の場合は、民有のものでも景観重要建造物に指定されるものも当然あるのでしょうか、そことは議論を切り離しておこうということです。</p> <p>○ですから、公共のものについては、景観法の景観上重要なものという視野を入れた発想でいきたいということでした。</p> <p>○2点目は、4回現地視察で市内を回っていただきましたが、白黒ですっきり切るのが難しいといいますが、景観遺産に選定するものとそれ以外に分けることが難しい物件もいくつかありました。</p> <p>○景観遺産に選定するものと、ふさわしくないもの及び要件を満</p>

委員	<p>たさないもの、それと、今の段階では景観遺産に選定するには至らないけれど、それに準ずるものとしてリストアップするもの、という3つに仕分けするのはどうかということでした。</p> <p>○3つめは、「くくり」、「群」という考え方です。それについて考え方を整理していただきまして、「くくり」を多用するといえますか、「くくって」いかなければならないということではなく、ある程度不可分なものについては「くくり」的な視点を持たなければならないのですが、「くくり」にしないと非常に厳しいという状況のものを集めて「くくり」としていくことまでは考えなくて良いのではないかということでした。</p> <p>○建築、土木、歴史・文化などいろいろな視点から評価していただくということで現地視察を行ったわけですが、思いのほか、ものさしのすり合わせが効いていたといえますか、整理はされているのかなという印象を持ちました。</p> <p>○◎が多く付いているような物件については、景観遺産に要件としてもふさわしいものですし、景観的な価値も保全され得るものであると思います。景観的な価値が保たれるのかどうかという観点からは、公共のものはそのあたりが担保されているということなのだろうと思います。</p> <p>○悩ましいのは、景観遺産の要件を満たしているものの、景観的な価値が今後保全されるのかどうかということについて、所有者の意向も含めて、条件整備が必要なものがあるでしょう。「くくり」というところで問題になってくるのが、複数が合わさってはじめて要件を満たすというものは、今後そのような条件が整っていくのかどうかというところが出てくるのかなと思います。</p> <p>○<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の場合、いくつかの案件は候補に上がっているのですが、これを実際に「くくり」でやっていくときに、群として価値はあるのですが、建物所有者の多くの方が指定されては困るという話で抜けて歯抜けになってしまった時に要件を満たすのであろうかという問題も出てきます。</p> <p>○白黒はっきりではなくて、リスト的なものを間においていくというのは、非常に重要なポイントなのかなと思います。</p> <p>○以上のような説明でしたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。</p> <p>○「△」のようなものを設けるということは、継続してやっていくということだと思いますし、その方針に皆さんの合意がとれ</p>
----	--

	れば良いのかなと思います。
委員	○「くくり」は悩ましいですが、一つお聞きしたいのですが、「社殿と社叢」のようなものは一体ということでしたが、例えば[REDACTED] [REDACTED] は「くくり」で考えた方が良いのか、個別に考えた方が良いのでしょうか。方針に従うとするとどちらなのでしょう。
事務局	○小さなエリアに入っておりまして、ものとしては違う種類のものですが、一体となっていると考えられるので、例でいえば「地域的なまとまりを分離して選定するのが適切でないもの」とあると考えております。
委員	○物件の統一性に欠けるけれど同じところにコンパクトにまとまっているものは「くくり」と考えましょうということですね。
委員	○今の例ですが、[REDACTED] としてしまえば「社殿」も「湧水」も入ってしまうのではないのでしょうか。「社殿と社叢」についても、「〇〇神社」とすれば、社殿も社叢も神社の社域なので含まれてくるのではないのでしょうか。むしろ、神社について社殿だけをというのは異質ではないのでしょうか。
事務局	○統一した考え方ができれば問題ないと思います。ただ、今の例の場合は、たまたま応募が別々にあったこともあります。
委員	○「くくり」に関して、「風景資産」として選定するというのは、「景観遺産」とは切り離して考えるということでしょうか。
事務局	○景観遺産の考え方の中で、景観遺産は、「歴史・文化遺産」と、「近代遺産」、「現代資産」、「風景資産」の4つを合わせて入れておりますので、「風景資産」も景観遺産のなかの一つです。 ○「風景資産」は風景としての指定になるので、その場合、1件1件承諾をいただくのではなく、「群の景」ということで景観遺産に指定することが可能であるということです。
委員	○となると、景観遺産のなかでも、多少扱いは違ってくるということでしょうか。

事務局	<p>○「風景資産」の中でも個別で景観遺産に指定することがふさわしいものがあれば単体での指定も可能です。つまり、「風景資産」の中に「歴史・文化遺産」があるということも考えられます。</p>
会長	<p>○次の施策につなげる原資とする意味で、原則はエリアなり、見る場所である視点場なり、対象物なりをある程度線引きしていないと次のところへ具体的に結び付けにくいということがあります。</p> <p>○例えば山頂からの眺めというものはエリアが限定しにくいものですが、ある程度視点場なり立つ場所を指定していくことによって、そこから見える風景を「風景資産」としていくということです。</p> <p>○逆に「伊吹山」は何箇所かの立つ場所から見ましたが、エリアは特定しにくいものの、対象物としてのポイントははっきりしている。こういうものも「風景資産」として捉えていく。</p> <p>○「水屋群」というものは、結果としての風景ではあるけれど、個々の水屋が残らない以上はその風景が保たれないようなものであるとする、つまり「風景資産」としての側面は持つのであろうけど、個々のものをピックアップして指定しないと風景そのものが保たれないのであれば、今後何らかの展開に結びつけるかどうかという意思表示も含めて、「風景資産」で何でもボーダレスに指定してしまうことは難しいと思います。</p> <p>○「風景資産」は、視点場と対象物の関係としてのみ捉えられるところ、ぐらいに限定したほうが良いのかもしれない。</p>
事務局	<p>○何でもかんでも「風景資産」としてしまうと、今後の施策展開、物件への財政的な支援であるとかが難しくなりますので、基本は単体での指定ということで考えたいと思います。</p>
委員	<p>○「社殿と社叢」というものはひとくくりとして、「風景資産」ではなく「歴史・文化資産」というかたちで指定すれば良いのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>○例えば上石津の [REDACTED] は個々の木も立派ですし社叢として指定されることには問題ないのではないかと思います。先ほどの [REDACTED] については、境内ということで包含されると考えれば、応募は2つですが、境内で一体であるというよう</p>

	<p>にこの審議会でつなげてしまうことで問題ないかと思ひます。</p> <p>○川湊といへば、燈台などいくつかありまして、一連の空間としてのまとまりはありますから、なかなか切りにくいものです。芭蕉関連の近年のものは、芭蕉のむすびの地関連であるけれど、あのようなロケーションではないところではどうかと思うのですが、あそこにあつてこそのもので、川湊と一体となつて不可分なものです。</p> <p>○川湊や燈台として価値があり、その後で括弧書きで「川湊とその周辺」という「くくり」もあるけれど、それぞれが対象物であるということで、切りにくいものを「くくる」ほうが、価値づけの判断がわかりやすいというのが一つ。</p> <p>○それと、[ ] がそうなのですが「集合体」で、一つひとつで切れる建物で、それが集合体としての価値を持っていますが一つひとつはどうなのかというものは、同じ「くくり」とはいうけれど、違う部分もあります。</p> <p>○基本的には「風景資産」として選定するものは、ここから見た何かというような対象物や、見る場所、見る対象というようなものに限定すべきと思ひます。</p> <p>○事務局からは、[ ] や [ ] [ ] [ ] などどう考えていくかということに関して整理していただいたと思ひますが、そのあたりのものは「くくれ」るけれども、多くは個別でそれぞれが価値を持つものについては、個別にすべてを上げて、説明の後ろに括弧書きで [ ] と付けても問題ないと思ひます。</p>
委員	<p>○「街道沿い」と「まちなみ」は似た概念だと思ひますし、見える範囲だけなのか、1 kmでも「くくり」となるのでしょうか。</p>
委員	<p>○墨俣地域は、まちの活性化や景観遺産の活用という面で、比較的まとまりがあり、[ ] と [ ] という大きな2つに絞られてしまうと思ひます。狭い範囲のところですので、比較的考え方としてはまとまっていくと思ひます。</p>
会長	<p>○そのあたりは個別の議論に委ねて、無理やり「くくら」なくても個々でピックアップできるものは、個別で景観遺産としてあげていけば良いのかなと思ひます。</p> <p>○この後どうするかたちで最終的に対外的な発表の資料が整理されるのかというところではありますが、[ ] 沿いの景観要</p>

	<p>素として重要であるという評価が入ってくることで、括弧書きで「くら」ないとどうしようもないこととは別で、先生方に「A」を付けていただいた物件に関していえば、それぞれが価値を持つわけですから、公表の中で付記されるものとして、そういうところまで悩まなくて良いという気がします。</p> <p>○問題になってくるのは「まちなみ」です。個々のものが「B」、「保留」が多いものをどうしたら良いのかということ、もう一つエリアをどうしたら良いかということがあります。</p> <p>○通り沿いなのか、例えば [REDACTED] は通り沿いのお店のところからは見ることはできないのですが、あの周辺の景観要素としては非常に重要なもので、委員の皆さんの評価も高いのですが、それまでを [REDACTED] に含めるのかどうか。また、お寺などは「B」であったりするとどうなのか。</p> <p>○「風景資産」に関しては、あまり広げてすべて風景に入れるのではなく、個別に見ていく上でなるべく対象物なりエリアなりをはっきりするかたちに持っていきたいということで、よろしくごめいませうでしょうか。</p> <p>○「くくり」については、不可分なものについては、括弧書きなどのように「くくり」として付けていくなり、或いはコメントで付けるなりの扱いで充分なのかなと思います。</p> <p>○「まちなみ」については、後ほど個別のところでの議論とさせていただきますのでよろしいでしょうか。応募された項目としては、エリアを設定されずに [REDACTED] や [REDACTED] のまちなみとして出ているところもありまして、そのあたりをどうするかというところでしょうか。</p> <p>○時間も限られておりますし、個別の審議に移った中でということで、 [REDACTED] [REDACTED] それから水屋群等についてはペンディングとさせていただきますので進ませていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>○それでは、選考手順について説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>※大垣市景観遺産の選定について（案）＜資料3-①の2・3、資料3-④＞について説明（略）</p>
会長	<p>○事務局からの説明で、候補物件を先生方の現地視察の評価により、概ね「有力候補物件」、「除外候補物件」、「それ以外の候補物件」に分類して、ある程度過半の委員に高い評価をいただいているものは多角的な評価で価値があるということであれば、</p>

	<p>景観遺産として積極的に採り上げていくべきであると思いません。</p> <p>○今一度確認ということで、「大垣市景観遺産指定基準の考え方」、それからもう一つ「近代遺産」、「歴史・文化遺産」、「現代資産」、「風景資産」というかたちで、そのものの性質から、概念を整理したものを配布させていただきました。このあたりを横目でにらみながら審議していただきたいと存じます。</p> <p>○いかがでしょうか、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。</p>
委員	(意見なし)
会長	○それでは、資料3-④に整理されている順序で、個別の審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	<p>○確認ですが、これからの作業は、現地視察で見てきた物件を選定し、まちなか審査会を実施して、その後に決定されるということでしょうか。</p> <p>○今日選定したものを、最終的に市が追認するようなかたちでしょうか。</p>
事務局	○本日選定を行い、まちなか審査会で意見を聴いて、その上で審議会としての意見として答申をいただくこととなります。
会長	<p>○ある程度方針を決めておかないといけないと思うのですが、今回、景観遺産としてふさわしいものを決定しますが、決定に至らない「準景観遺産」といいますか、「△」印といいますか、条件を整えば「◎」にしたいけれども、どうだろうというような部分が出てくるだろうと思います。</p> <p>○まちなか審査会の対象物件というのは、景観遺産候補というところのものも合わせて市民の意見を聴取して、意見の多いものを「◎」としてピックアップするということでしょうか。</p>
事務局	○事務局としましては、「◎」のものは意見をお聞きし、今言われた「準候補」というようなものは、できれば意見を聴きたいとは思いますが、その物件数の問題もあります。市民の意見が多ければ、「◎」になることも検討されても良いのではないのでしょうか。



会 長	○まずは、ここで完全に景観遺産に決めるのではなく、ボーダーラインのものも含めて、様子を見ながら、有力候補物件を見て問題がなければ景観遺産相当とし、除外のものは外し、保留なりグレーゾーンのことを景観遺産相当とするかしないか、あるいは「準」とするのかということを見ていくというようにしていきましょうか。
委 員	○実際にやってみた状況で判断してはどうでしょうか。
会 長	○そうしましたら、有力候補物件について個別の案件を確認していきたいと思います。その都度コメントをいただきながら、景観遺産相当か、除外、保留ぐらいにしまして、順に見ていくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
会 長	○それでは、個別の案件について進めさせていただきます。
事務局	※資料3-④をもとに、一般の有力候補物件、一般・公共の除外候補物件、一般・公共の保留物件について、現地視察の結果を踏まえて、「景観遺産相当」、「除外」、「保留」のいずれかに該当するかを聴き、全委員の意見が一致した場合にいずれかに決定。
会 長	○時間がなくなってまいりましたので、本日はこのあたりまでにして審議を中断させていただきます。 ○次回の審議会の日程を決めさせていただく前に、もう少しお時間をいただいて、事務局から議案審議(2)③「(仮称)大垣市景観遺産まちなか審査会について(案)」について説明をお願いしたいと思います。 ※事務局に対し、議案審議③「(仮称)大垣市景観遺産まちなか審査会について(案)」の説明を要請
事務局	※「(仮称)大垣市景観遺産まちなか審査会について(案)」を説明(省略) ○補足ですが、まちなか審査会のやり方についてもご相談したいと考えています。委員の皆様が考え方を迷われているもの、市民に意見を聞いてみたいというものをピックアップして、市民

	<p>に投げかけてみることを優先するのが良いのでしょうか。</p> <p>○今日ご指導いただいた物件を掲げてこのうちどれが良いですかという話ではありませんので、もちろん、それを載せても良いのですが、載せなくても良いと思います。</p> <p>○あるいは候補物件全部を上げておいて、その中で人気投票するという考え方もあると思うのですが、どちらかにしたいと思うのですが、前者の方が効果的なのかなと思います。</p> <p>○20件ぐらいに絞ったほうが市民にとっては良いのかなと、50件出されてもピンとこないということもあります。</p>
<p>会 長</p>	<p>○名古屋の都市景観賞でも50件は出ていません。また、市民投票をそのまま結果にスライドさせていないので、基本的には「皆様のご意見をお聞かせ下さい、それを参考にしながら最終決定します」、「投票数が景観遺産に選定されるかどうかを直接左右するものではありません」というようなことを一項目入れていただいたほうが良いと思います。</p> <p>○先ほどの話ですが、これは候補に入れております、それ以外のものについて意見をお聞かせ下さいというかたちで実施するのでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>○OPRという意味では、候補物件を市民の皆さんに見ていただくのが良いと思います。ただ、それまで投票してしまえば、必ず偏ってしまうのが目に見えていますから。</p> <p>○まだ審議が残っている物件が、審議会のなかでどのような扱いになるのかということもあると思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>○景観遺産相当だけでなく、「準」も出していく。その方が市民の皆さんが選んだ感は強いと思います。</p> <p>○また、市民の皆さんの評価は低くても、これからの景観遺産はこうあるべきだというこの場での議論があり、我々が強い意志をもって発信していけば良いのだらうと思います。</p> <p>○次回審議会で審議を再開しますので、そのときまでに実施のアウトラインを固めていただいて、ご報告いただけたらと思います。</p> <p>○以上で「(仮称)大垣市景観遺産まちなか審査会について(案)」の説明をいただきましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>※事務局に対し、議事(3)「その他」について説明を要請</p>

事務局	<p>※「今後のスケジュール」について説明（省略）  ※次回審議会の開催について日程調整し、平成22年2月19日（金）午後1時30分より開催することに決定。</p>
会長	<p>○そうでしたら、委員の皆さんにこのリストを送っていただいて、あらかじめ今日の様子で、「景観遺産に相当」、「除外」、「保留」の意見を聴取させていただきますでしょうか。</p>
事務局	<p>○本日の審議の結果と、■■■や■■■を「くくった」資料をお送りして、後半の部分を記入いただいて提出していただくというかたちでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>○結構です。  ○よろしいでしょうか。それでは、意見、質問等もないようですので、本日予定されている議案は以上でございます。審議については継続審議ということで、これをもちまして審議会を閉会といたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（終了時刻 午後5時00分）</p>
配布資料一覧	<p>大垣市景観遺産審議会委員名簿 . . . . . 資料1  大垣市景観遺産候補物件の現地視察の結果について . . 資料2  大垣市景観遺産の選考について（案） . . . . . 資料3  ①～④  (仮称)大垣市景観遺産まちなか審査会について（案） . . 資料4  今後のスケジュール（案） . . . . . 資料5</p> <p>・大垣市景観遺産候補物件台帳（公募分） ～事前配布済み～  ・大垣市景観遺産候補物件台帳（文化財） ～事前配布済み～</p>